

## 【EU】企業の持続可能性関連情報の開示に関する指令の制定

海外立法情報課 田村 祐子

\* 2022年12月、企業の持続可能性関連情報の開示に関する指令が制定され、対象企業の拡大、開示要求項目に関する準拠すべき基準の設定、監査の義務付けが行われた。

### 1 背景・経緯

これまでEUでは、非財務情報開示指令（以下「2014年指令」）<sup>1</sup>に基づき、従業員数500人超の大企業及び従業員数500人超の大規模グループ<sup>2</sup>の親会社に対して、非財務情報（環境、社会、雇用に関する事項を含む。）の開示を要請してきた（2014年指令第1条）。しかし、従来の枠組みでは、対象企業が限定的である上、開示を求められる情報の定義が曖昧であり、開示情報の量や信頼性等も不十分な状況にあった<sup>3</sup>。そこで、2019年12月、EUの成長戦略である「欧州グリーンディール」に2014年指令を再検討することが盛り込まれ<sup>4</sup>、2021年4月21日、「企業の持続可能性関連情報の開示に関する欧州議会及び理事会指令案」が提出された。同指令案は、2022年6月22日に欧州議会、EU理事会及び欧州委員会の間で非公式の合意に至り、同年12月14日、「企業の持続可能性関連情報の開示に関する欧州議会及び理事会指令」（以下「2022年指令」）<sup>5</sup>として制定された。施行は、2023年1月5日である。加盟国は、2024年7月6日までに2022年指令の主要規定（第1条～第3条）を国内実施することが求められる（2022年指令第5条）。

### 2 2022年指令の概要

全8か条から成り、第1条：指令2013/34/EU（以下「2013年指令」）<sup>6</sup>の改正、第2条：指令2004/109/EC<sup>7</sup>の改正、第3条：指令2006/43/EC（以下「2006年指令」）<sup>8</sup>の改正、第4条：規則(EU) No 537/2014<sup>9</sup>の改正、第5条：[国内法への]置換、第6条：再検討及び報告、第7条：施行及び適用、第8条：名宛人で構成される。主な内容は、次のとおりである。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年6月12日である。[]内は筆者の補記である。

<sup>1</sup> Directive 2014/95/EU [2014] OJ L 330/1. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2014/95/oj>>

<sup>2</sup> 大規模グループとは、親会社及び子会社から構成されるグループをいう（指令2013/34/EU（後掲注(6)）第2条）。

<sup>3</sup> 開示要求項目について、欧州委員会がガイドラインを作成していたものの、当該要求には法的拘束力がなかった（2014指令第2条）。また、監査についても開示義務のある情報が開示されているか否かを確認するのみに留まっていた（同指令第1条）。European Commission, “Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council amending Directive 2013/34/EU, Directive 2004/109/EC, Directive 2006/43/EC and Regulation (EU) No 537/2014, as regards corporate sustainability reporting,” COM/2021/189 final, 2019.4.21, pp.1-2, 13. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52021PC0189&qid=1684993810029>>

<sup>4</sup> European Commission, “Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions The European Green Deal,” COM/2019/640 final, p.17. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52019DC0640&qid=1686525047707>>

<sup>5</sup> Directive (EU) 2022/2464 [2022] OJ L 322/15. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2022/2464/oj>>

<sup>6</sup> Directive 2013/34/EU [2013] OJ L182/19. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2013/34/oj>> 2013年指令は、特定種の事業の財務諸表及び関連報告書に関して規定するものである。

<sup>7</sup> Directive 2004/109/EC [2004] OJ L390/38. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2004/109/oj>>（証券発行機関の情報透明性指令）証券発行機関（issuer）の義務（財務情報の開示等）に、持続可能性事項を含む経営報告書を作成する義務と、監査法人が発行した持続可能性関連情報開示への保証報告書を開示する義務が追加された。

<sup>8</sup> Directive 2006/43/EC [2006] OJ L157/87. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2006/43/oj>>

<sup>9</sup> Regulation (EU) No 537/2014 [2014] OJ L158/77. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2014/537/oj>>（法定監査規則）監査法人による監査対象の法人への提供禁止事項（財務諸表の準備等）に、持続可能性関連情報開示の準備が追加された。

### (1) 開示義務の対象となる企業の拡大（2022年指令第1条）

2022年指令は、大企業、中小企業（零細企業を除く。以下同じ。）、大規模グループの親会社、EU域外の第三国企業<sup>10</sup>に開示義務の対象を拡大した（2013年指令第19a条第1項、第29a条第1項の改正、第40a条第1項の追加）<sup>11</sup>。改正の対象となった2013年指令の第3条に基づき、大企業とは、従業員数250人超、売上高4000万ユーロ<sup>12</sup>超又は総資産2000万ユーロ超という要件のうち、少なくとも2つを満たす企業をいう。大規模グループの親会社についても要件は同一である。

### (2) 開示要求項目の明確化（2022年指令第1条）

対象企業は、経営報告書に、①企業が「持続可能性事項（sustainability matter）」<sup>13</sup>に与える影響に関する情報と、②持続可能性事項が企業の発展、業績及び地位に与える影響に関する情報（ビジネスモデル及び戦略、持続可能性に関する期限付き目標及び目標達成に向けた進捗状況、持続可能性に関する企業方針等）の双方を記載する義務を負うものとした（2013年指令第19a条第1～2項、第29a条第1～2項の改正）。

さらに、開示を求められる項目が曖昧であるとの批判を踏まえ、項目の詳細を「持続可能性関連情報開示基準」（以下「基準」）として定め、当該基準への準拠を対象企業に義務付けることとした（2013年指令第19a条第4項、第29a条第5項の改正、第29c条、第40a条第2項の追加）。欧州委員会は、大企業、中小企業及び大規模グループの親会社に対しては2023年6月30日までに「基準」を定めるための委任行為（delegated acts）<sup>14</sup>を採択するものとする（同指令第29b条第1項の改正）<sup>15</sup>。当該基準は、①環境要因（気候変動の緩和・適応、水・海洋資源、循環経済等）、②社会・人権的要因（同一価値労働同一賃金、ハラスメント対策、適切な賃金等）、③ガバナンス要因（持続可能性事項に関する企業の管理・経営・監督機関の構成・役割、腐敗防止、贈収賄防止、内部通報者保護等）について定めるものとする（同指令第29b条第2項の改正）。

### (3) 監査の義務付け（2022年指令第3条）

財務諸表の法定監査について定める2006年指令を改正し、加盟国は監査人又は監査法人に対して「持続可能性関連情報開示の保証（assurance of sustainability reporting）」<sup>16</sup>を実施することを要求する義務を負うこととなった（2006年指令第26a条）。監査人又は監査法人は、持続可能性情報開示への保証の実施結果をまとめた報告書を作成しなければならない（同指令第28a条）。

<sup>10</sup> EU域外の第三国企業については、EU域内での純売上高が2期連続して、各会計年度において1億5000万ユーロ超である子会社又は支店を有する場合に適用される（2013年指令第40a条）。

<sup>11</sup> 改正前の対象企業数は約11,700社であったのに対し、今回の改正により、対象企業数は約50,000社となった。”Corporate sustainability reporting.” European Commission website <[https://finance.ec.europa.eu/capital-markets-union-and-financial-markets/company-reporting-and-auditing/company-reporting/corporate-sustainability-reporting\\_en](https://finance.ec.europa.eu/capital-markets-union-and-financial-markets/company-reporting-and-auditing/company-reporting/corporate-sustainability-reporting_en)>

<sup>12</sup> 1ユーロは、約146.3円（令和5年6月分報告省令レート）である。

<sup>13</sup> 環境、社会及び人権並びにガバナンスに関する要因をいい、金融機関等を対象とした開示規則（Regulation (EU) 2019/2088）に規定される持続可能性要因（環境、社会及び従業員に関する事項、人権の尊重、腐敗防止及び贈収賄防止に関する事項）も含むものと定義される。また、持続可能性事項に関連する情報を開示することを「持続可能性関連情報の開示（sustainability reporting）」という（2013年指令第2条）。

<sup>14</sup> 委任規則、委任決定、委任指令の総称。立法行為（通常立法手続又は特別立法手続に基づく法令行為）の非本質的要素を補足・修正するために欧州委員会が採択する。庄司克宏『新EU法基礎編』岩波書店、2013、pp.100-101。

<sup>15</sup> 中小企業については、2024年6月30日までに、その事業規模や特性を考慮して、欧州委員会が「基準」を定めるための委任行為を採択するものとする（2013年指令第29c条第1項）。第三国企業については、2024年6月30日までに欧州委員会が委任行為を採択するものとし、第29b条に基づき採択された持続可能性関連情報開示基準に従って持続可能性関連情報の開示を行うこともできる（同指令第40a条第1～2項）。

<sup>16</sup> 企業による持続可能性関連情報開示の際の基準の準拠状況や開示情報を特定するために企業が実施した措置等に対して、監査人又は監査法人が意見を表明する実施手続をいう（2006年指令第2条）。